

2026年度来日
経済連携協定(EPA)に基づく
外国人介護福祉士候補者受入れについて

公益社団法人 国際厚生事業団
(JICWELS)

目的

- 日本とインドネシア・フィリピン・ベトナムの経済活動の連携を強化する
- 経済連携協定(EPA)に基づき、日本の看護師・介護福祉士の国家資格を取得し、引き続き、日本の病院・介護施設で就労するプログラム
- これまで、インドネシア人4,259名、フィリピン人3,800名、ベトナム人1,944名の合計10,003名の候補者が来日

※内訳 (看護)インドネシア人768名、フィリピン人695名、ベトナム人275名、合計1,738名

(介護)インドネシア人3,491名、フィリピン人3,105名、ベトナム人1,669名、合計8,265名

特徴

1. 一定の要件を満たした候補者を受入れ

- 母国の看護教育修了者等
- 日本語能力の要件
 - ベトナム N3以上
 - インドネシア・フィリピン N4程度以上^(※)。就労時はN3程度以上 (※)フィリピンは調整中

2. 受入れ施設は、研修体制の整備、適切な研修を実施

3. 国や国際厚生事業団等による支援を実施

- 就労前に約1年間の訪日前・訪日後日本語研修を実施
- 入国手続き(査証申請等)の支援(受入れ施設による査証申請手続きは不要)
- 研修補助金、日本語学習・国家試験対策の学習支援、無料相談窓口、等

4. 候補者は就労・研修に従事(看護補助業務又は介護業務)

- 看護師候補者は看護補助業務、介護福祉士候補者は介護業務に従事

EPA介護福祉士候補者の特徴等

1. 学歴等の要件	<ul style="list-style-type: none">・インドネシア 「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」・フィリピン 「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校(学士)(4年)卒業」・ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了
2. 日本語能力の要件	<ul style="list-style-type: none">・ベトナム N3以上・インドネシア・フィリピン 入国時N4程度以上^(※1)→就労時 N3程度以上
3. 在留資格・活動内容	特定活動 介護施設での就労(介護業務)・研修→(合格後)介護福祉士として就労
4. 在留期間等 ^(※2)	原則4年間(一定の条件を満たせば5年)
5. 受入れ施設の変更 ^(※2)	原則不可
6. 家族の帯同 ^(※2)	不可

※1:フィリピンは調整中。

※2:EPA介護福祉士(介護福祉士資格取得者)の場合、在留期間等は更新回数の制限なし、受入れ施設の変更及び家族(配偶者・子)の帯同は可能となります。

EPA介護福祉士候補者受入れ要件について(概要)

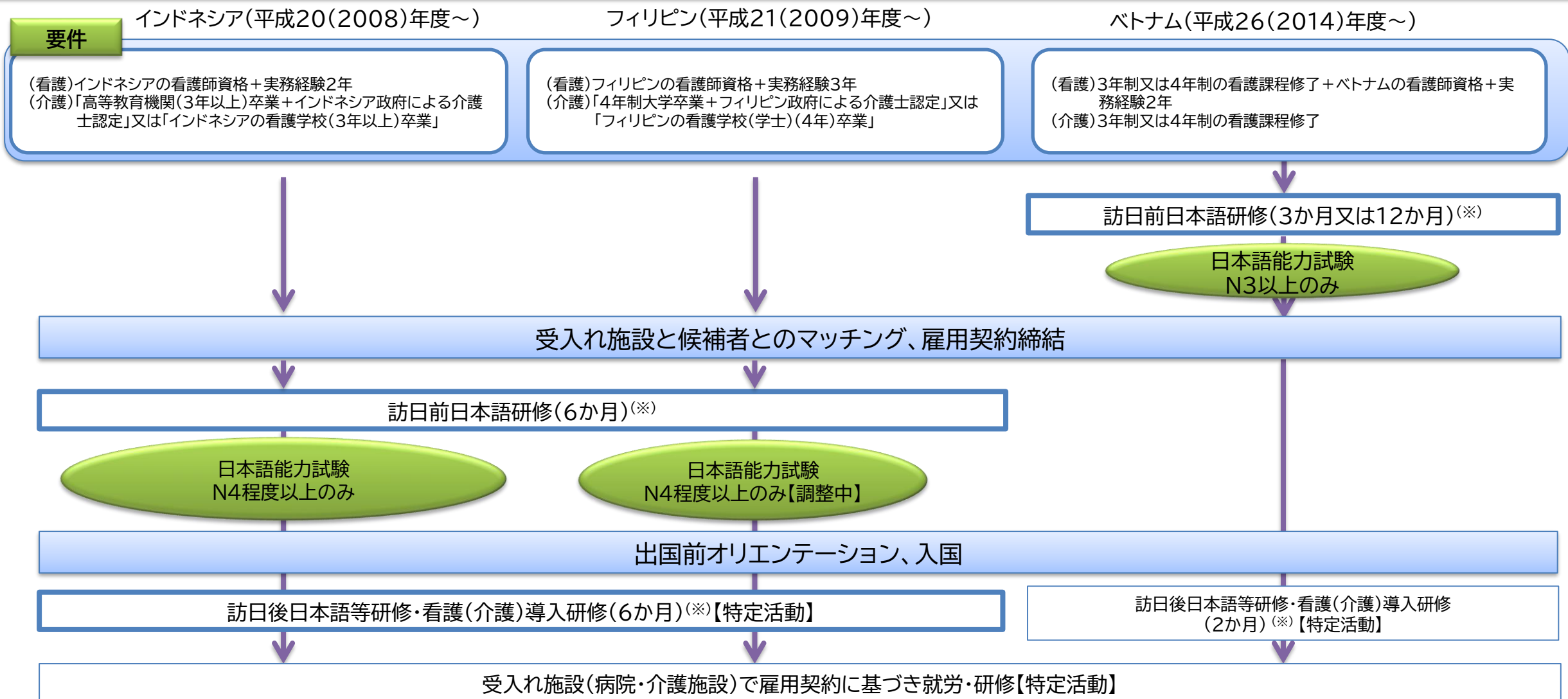
- 受入れ機関の責務には、「労働関係法令等の遵守を通じた適正な労働条件の確保」、「国家資格の取得を目標とした適切な受入れ体制の確保、研修の実施」等がある
- 受入れ機関は厚生労働省告示※¹及び法務省告示※²に基づく一定の要件を満たす必要がある

求められる要件

1. 受入れ施設の要件
 - ・法令に基づく職員の配置基準を満たしている定員30人以上の施設等
 - ・常勤介護職員の4割以上が介護福祉士を有する職員であること
 - ・定期報告・随時報告への対応
 - ・巡回訪問への協力 等
2. 研修の要件(研修体制の確保、国家試験受験に配慮した研修計画の作成、研修責任者の配置等)
3. 労働契約の要件(同等報酬の確保)
4. 宿泊施設の確保・帰国担保措置の要件

注: EPA候補者の受入れ要件は、EPA候補者を受け入れている間、常に満たしている必要があります。受入れ機関が要件を満たしていないことが判明した場合、3年間の受入れ停止の対象となることがあります。

EPAに基づく受入れの枠組について(就労開始まで)



※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びインドネシアにおいては日本語能力試験N4又はN3を取得した候補者は、訪日前日本語研修が免除。

※ 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

(出典:厚生労働省(一部修正))

EPA候補者のあっせんの流れ

1

説明会后、
JICWELSに
求人登録申請

1施設の受入れ可能な人数：
原則2名以上5名以内／国

2

JICWELSによる
要件確認

3

相手国政府
による候補者の
募集・選考

4

受入れ希望機関と候補
者との現地合同説明会、
JICWELSによる面接



5

候補者が
求人情報を閲覧、就労先
を選定

6

受入れ希望施設が
求職情報を閲覧、
候補者を選定

7

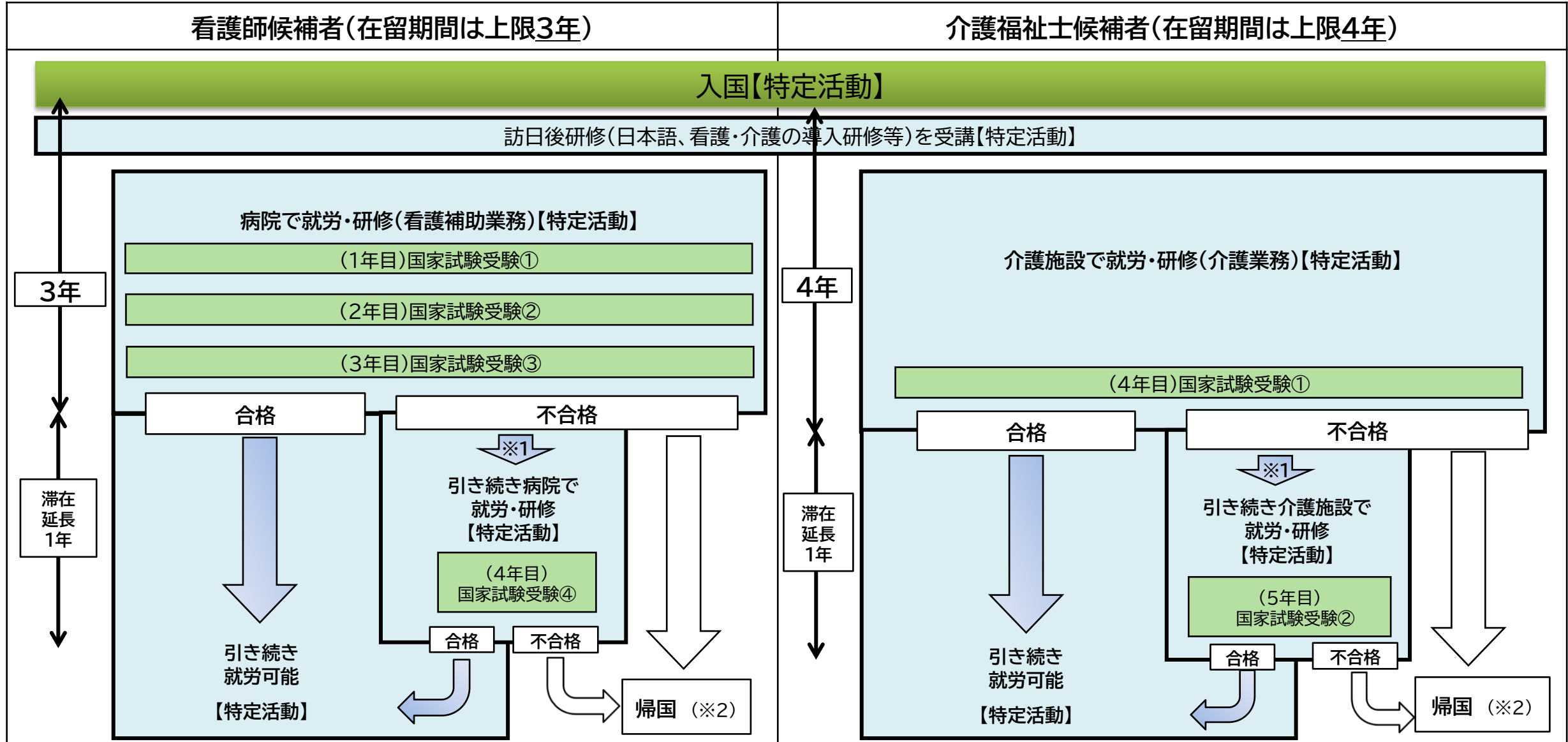
JICWELSによる
マッチング

8

受入れ・就労意向の
最終確認後、
雇用契約を締結

※注：ベトナム人受入れでは、候補者の募集・選考は、日本側の求人登録申請前に実施される。

EPAに基づく受入れの枠組について(就労開始後)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

(注)【 】内は在留資格を示す。出典：厚生労働省(一部修正)

EPA介護福祉士候補者等への学習支援及び試験上の配慮

- EPA受入れでは、受入れ施設での研修経費への助成金、充実した日本語学習、国家試験対策等の支援がある

訪日前

日本語研修

・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム1年間

訪日後

介護福祉士国家試験受験
日本語研修施設研修対象・就労ガイダンス（約10日）
インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム2.5カ月

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における**研修指導経費の支援**(※1)

- 候補者1人当たり年間15千円以内
日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣／日本語学校への通学／模擬試験や介護技術講習会への参加／学習支援に必要な備品購入費
- 候補者1人当たり年間75千円以内
喀痰吸引等研修の受講(当該候補者、日本での滞在期間中1回までを対象)
- 1施設当たり年間60千円以内
受入れ施設の研修担当者への手当 等

2 外国人介護福祉士候補者**学習支援事業**(※2)

- (1)学習年度別の集合研修(模擬試験含む)の実施
- (2)学習年度別のオンライン研修(動画講義・ライブ講義)の実施
- (3)学習年度別の通信添削試験の実施
- (4)各種学習教材の提供
- (5)e-ラーニング学習支援システムによる各種学習コンテンツ及び情報の提供
- (6)チャレンジ問題、自己学習チェックシート、自己学習計画シートの提供
- (7)学習相談(専門家による指導・相談)の実施
- (8)学習支援担当者研修の実施
- (9)再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削試験の実施、e-ラーニングの提供等)

3 **相談窓口、巡回訪問等**(国際厚生事業団)

- (1)相談窓口の設置(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)
- (2)受入れ施設への巡回訪問
- (3)メールマガジンの配信(EPA関連情報等の提供)
- (4)国家試験過去問題の翻訳・提供
- (5)研修好事例等を受入れ施設担当者及び候補者に提供

介護福祉士国家試験受験
全ての漢字への振り仮名付記、疾病名等への英語表記等
試験時間の延長(1.5倍)

(※1)都道府県を通じた助成、(※2)実施団体:国際厚生事業団(2024年度)

EPA候補者受入れのメリット

- EPA候補者受入れは、**組織全体の活性化**や**日本人職員等のダイバーシティの向上**などの効果を期待できる

組織の活性化

部署間のコミュニケーションが活発になり、職場の雰囲気が明るくなるなど組織全体が活性化する

職員のダイバーシティの向上

日本人職員等の異文化理解やチームビルディングが促進する

職員の指導力の向上

OJT等で職員が候補者に分かりやすく説明できるようになり、指導力があがる

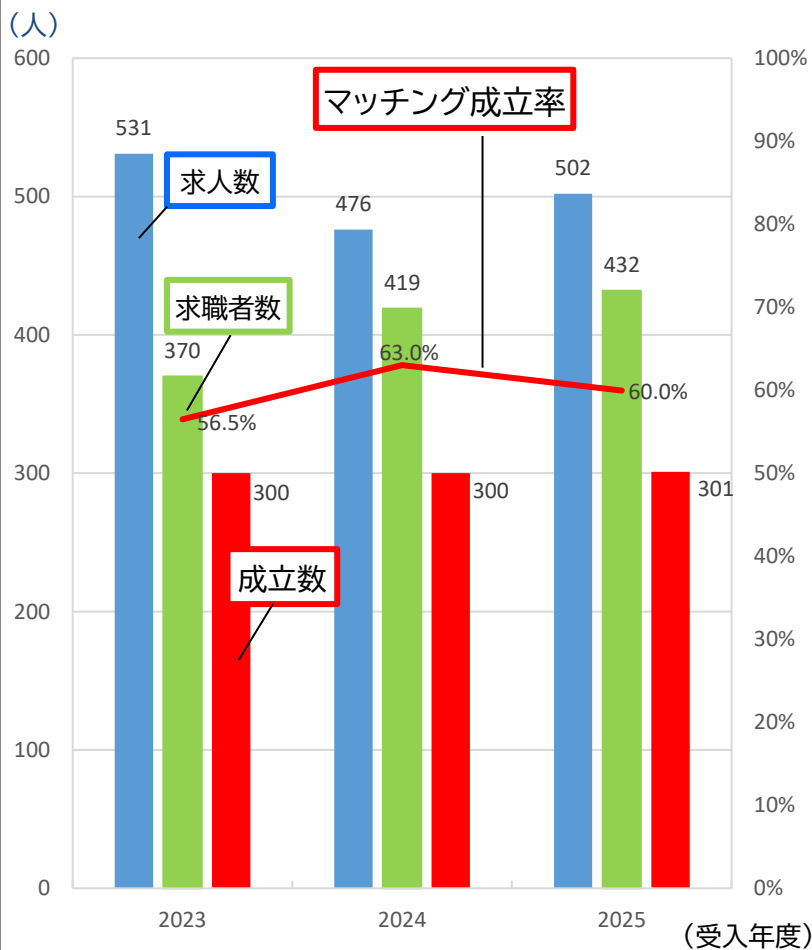
外国人材受入れノウハウの蓄積

外国人材のマネジメント、教育、支援などのノウハウを蓄積できる

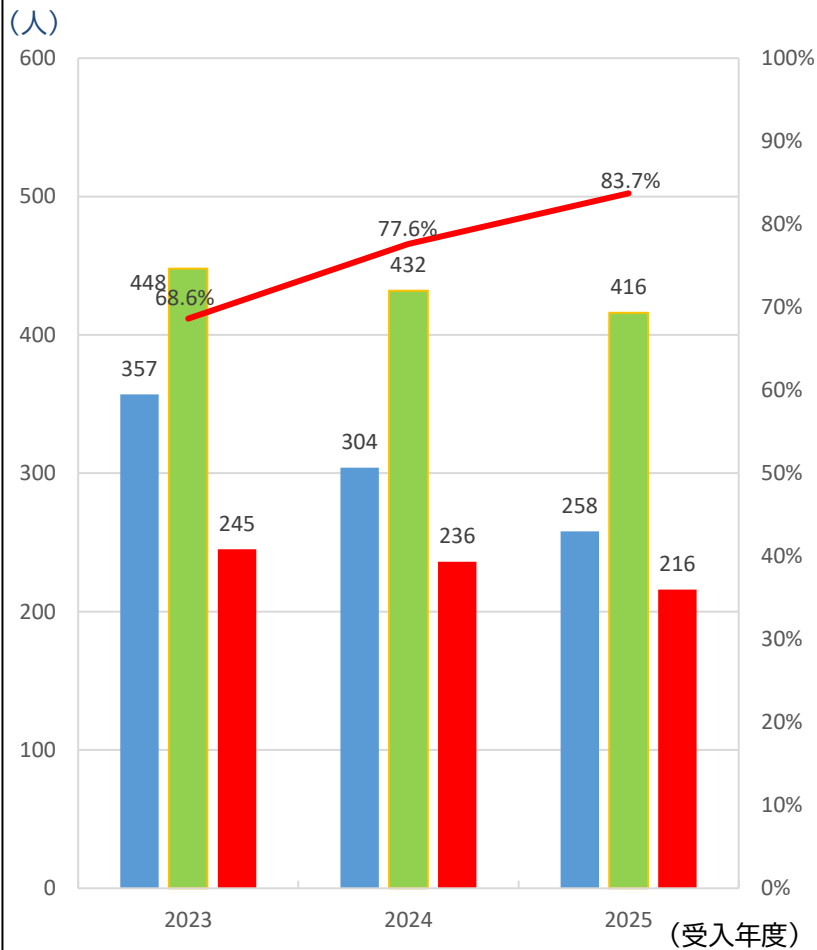
EPA介護福祉士候補者受入れの求人・求職者数、マッチング成立率の推移

- インドネシアは、上限(300人)でのマッチングが続いている
- フィリピンは、求職者が多いため、高いマッチング率が続いている
- ベトナムについては、求職者が減少傾向

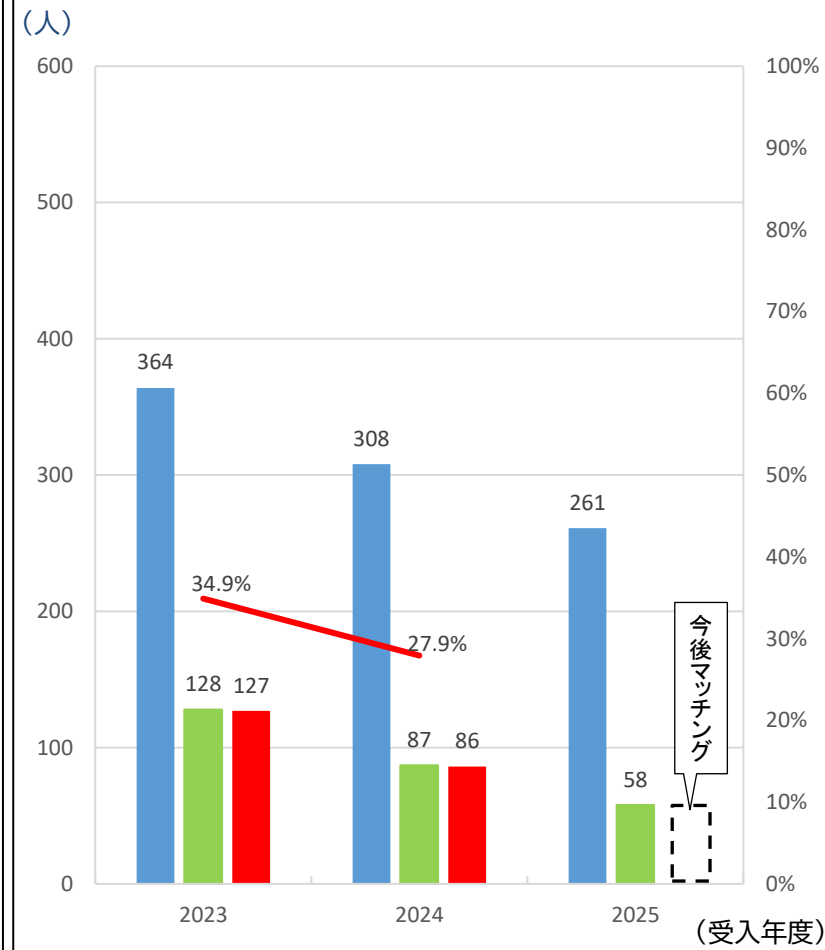
インドネシア



フィリピン



ベトナム



※ 求職者数はマッチングに参加した候補者の人数。※ 「マッチング成立率」とは、求人側のマッチング成立率。
 ※ EPA枠組みにおいて、2023～2025年度の介護福祉士候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも300名(訪日前後研修免除者は300名枠外で受入れ)。
 ※ マッチング数が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。

EPA介護福祉士候補者 累積合格者数(2014～2020年度入国者まで)

入国年度	受験者数① ^(※1)	合格者数② ^(※2)	②/①(%)
平成26(2014)年度入国	342	244	71.3%
平成27(2015)年度入国	462	330	71.4%
平成28(2016)年度入国	572	394	68.9%
平成29(2017)年度入国	662	464	70.1%
平成30(2018)年度入国	661	479	72.5%
令和元(2019)年度入国	661	499	75.5%
令和2(2020)年度入国 ベトナム人 ^(※3)	177	157	88.7%

※1 介護については、国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得た者の数。

※2 合格年度を問わない。再チャレンジでの合格者含む。

※3 介護の令和2(2020)年度入国ベトナム人候補者については、令和5(2023)年度が初めての受験であり、令和6(2024)年度が滞在延長年度となる。
令和2(2020)年度入国インドネシア人・フィリピン人候補者については、コロナ禍による入国時期の遅れにより、令和6(2024)年度が初めての受験となる。

2026年度来日EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)

受入れ希望機関による手続き等	日程		
	フィリピン	インドネシア	ベトナム
1. 受入れ制度等に関するオンライン説明会	2025年3月7日(金)13時～16時 (オンライン説明会動画配信は3月中旬予定)		
2. 受入れ希望機関からの求人登録申請受付	3月7日(金)～4月9日(水) ・全てオンライン申請の場合:4月9日(水)17時30分締切 ・郵送の場合:オンライン申請完了後、4月9日(水)17時必着		
3. 受入れ希望機関の要件確認結果の通知	6月中旬		
4. 現地合同説明会、JICWELSによる面接	7月上旬	8月下旬	12月上旬
5. 受入れ希望機関にマッチングの手続き案内	7月下旬	9月上旬	2026年1月下旬
6. マッチング	7月下旬～10月中旬	9月上旬～11月中旬	2026年1月下旬～3月上旬
7. 訪日前6か月日本語研修開始	11月上旬	11月下旬	—
8. 候補者来日、訪日後日本語等研修開始	2026年6月上旬 (6か月間の日本語等研修)	2026年6月中旬 (6か月間の日本語等研修)	2026年5月下旬 (2.5か月間の日本語等研修)
9. 就労開始時期	2026年12月上旬	2026年12月中旬	2026年8月上旬

EPA候補者受入れに係る費用(インドネシア人・フィリピン人)^(※1)

支払い先	種類	インドネシア人	フィリピン人
国際厚生事業団	求人申込手数料 ^(※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
送り出し調整機関	手数料等	400.5万ルピア (約42,000円)/人 ^(※3)	・450米ドル(約66,500円)/人 ^(※3) ・3,600ペソ(約9,120円)/人 ^(※4)
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	360,000円(税込)/人	
合計 ^(※5)		約583,400円	約617,020円

(※1)本表での「候補者」とは、訪日前後日本語研修を受講する候補者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※3)日本円の表示額は、2024年2月時点の参考値です。

(※4)健康診断実施機関への支払い額(2023年度実績)。2026年度は、調整中。

(※5)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

EPA候補者受入れに係る費用(ベトナム人)

支払い先	種類	候補者	再チャレンジ生(候補者)(※1)
国際厚生事業団	求人申込手数料(※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
	看護・介護 導入研修経費	100,000円(税別)/人	
送り出し調整機関	手数料等	・450米ドル(約66,500円)/人(※3) ・出国前健康診断費用(金額は調整中)(※4)	
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	260,000円(税込)/人	・260,000円(税込)/人 ・(約70,000～80,000円/人)(※5)
合計(※6)		約607,900円+出国前健診費用	約687,900円+出国前健診費用

(※1)「再チャレンジ生」とは、訪日前の日本語研修修了年度でN3以上を取得できず、その翌年以降にN3以上を取得した者やマッチング不成立者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※3)日本円の表示額は、2024年2月時点の参考値です。

(※4)2026年度のベトナム国送り出し調整機関(DOLAB)への健康診断費用の支払い額は調整中。

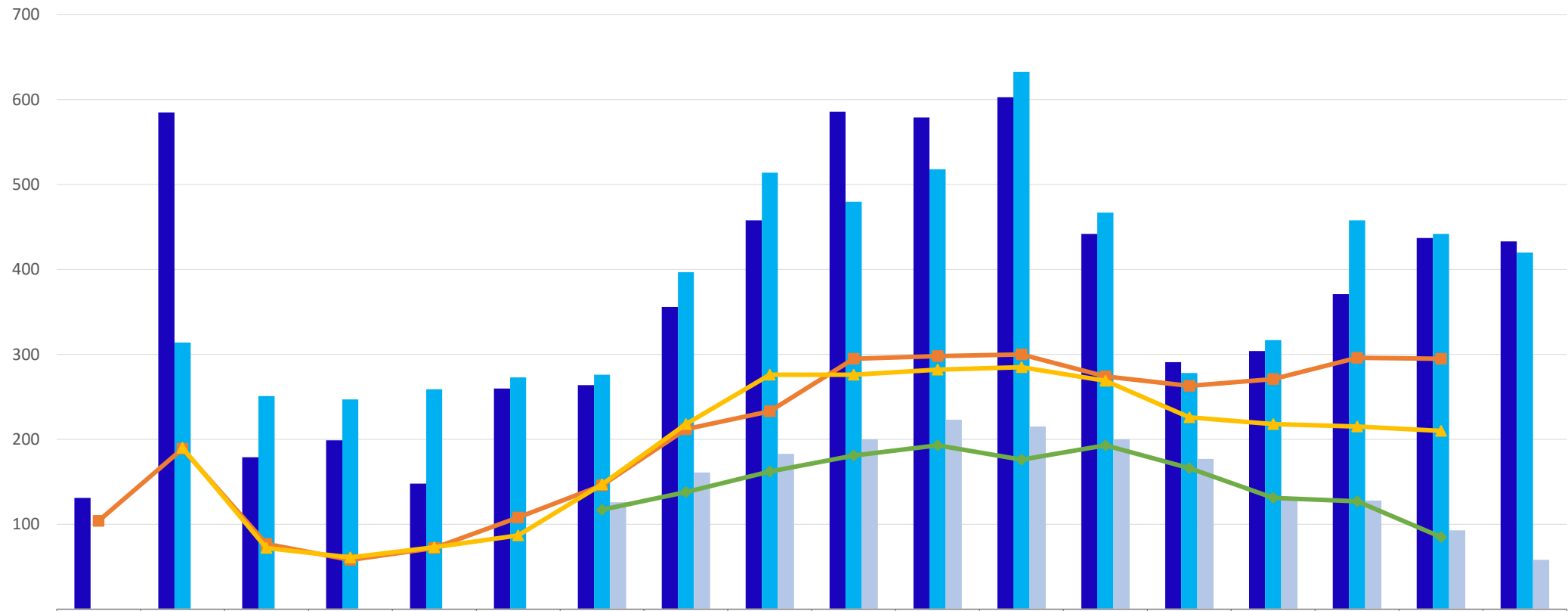
(※5)再チャレンジ生の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関側に確認させていただきます。

(※6)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

参考資料

【参考1】 EPA候補者 国籍別求職者及び受入れ人数の推移	17
【参考2】 EPA候補者受入れの要件(詳細)	18
【参考3】 求人申込手数料の割引について	24

EPA介護福祉士候補者 国籍別求職者及び受入れ人数の推移



	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
■ インドネシア 求職者数	131	585	179	199	148	260	264	356	458	586	579	603	442	291	304	371	437	433
■ フィリピン 求職者数		314	251	247	259	273	276	397	514	480	518	633	467	278	317	458	442	420
■ ベトナム 求職者数							126	161	183	200	223	215	200	177	129	128	93	58
◆ インドネシア 受入れ人数	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	300	274	263	271	296	295	
◆ フィリピン 受入れ人数		190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	285	269	226	218	215	210	
◆ ベトナム 受入れ人数							117	138	162	181	193	176	193	166	131	127	85	

↑ インドネシア 受入れ開始
↑ フィリピン 受入れ開始

↑ ベトナム 受入れ開始

※受入れ数は入国時点。

受入れ施設の要件(施設の種別等)

◆ P19、20に掲げる施設の種別等の要件を満たす介護施設であって、以下の要件を満たしていること。

- ① 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- ② 介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。(※1、2)

(※1)算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなして差し支えありません。

(イ)受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過した介護福祉士候補者

(ロ)受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過していない介護福祉士候補者であって、事業者が、当該介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに受入れ施設の管理者、研修責任者等の意見等を勘案し、当該介護福祉士候補者を人員配置基準において職員等とみなすこととした者(※注)

(ハ)日本語能力試験でN1又はN2(2010年3月31日までに実施された日本語能力試験の場合は1級又は2級)に合格した介護福祉士候補者

ただし、(ロ)に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること

イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること

(※2)人員配置基準上、従業員の員数として算定される従業員かつ直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格に関わらず認知症基礎研修の受講の義務づけの対象とされており、EPA介護福祉士候補者も対象です。

- ③ 常勤介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

※ その他、P21、22、23に掲げる要件を満たす必要があります。

受入れ施設の要件(施設の種別等(1))

定員30名以上(指定介護療養型医療施設の場合は、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)であり、かつ、以下の1～5までのいずれかに該当する施設であること。

定員30名以上

1. 児童福祉法に規定する**障害児入所施設**
2. 生活保護法に規定する**救護施設**又は**更生施設**
3. 老人福祉法に規定する**養護老人ホーム**又は**特別養護老人ホーム**
4. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する**特定施設入居者生活介護** (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する**介護老人保健施設、介護医療院**
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する**障害者支援施設**又は**福祉ホーム**

以下のサテライト型施設の場合は、その本体施設が上記の1～5までのいずれかに該当し、かつ、本体施設の定員が30名以上であること。

6. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型養護老人ホーム**
7. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型居住施設**
8. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に規定する**サテライト型小規模介護老人保健施設**
9. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型特定施設**

受入れ施設の要件(施設の種別等(2))

以下の施設の場合は、定員要件を満たしている1～9までの介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること。

10. 児童福祉法に規定する**児童発達支援を行う施設**又は**障害児入所施設**
11. 生活保護法に規定する**救護施設**又は**更生施設**
12. 老人福祉法に規定する**老人デイサービスセンター**、**老人短期入所施設**、**養護老人ホーム**又は**特別養護老人ホーム**
13. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する**通所介護**、**短期入所生活介護**、**通所リハビリテーション**、**短期入所療養介護**若しくは**特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防短期入所生活介護**、**介護予防通所リハビリテーション**、**介護予防短期入所療養介護**若しくは**介護予防特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する**通所介護**若しくは**短期入所生活介護**、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する**介護予防短期入所生活介護**、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する**地域密着型通所介護**、**認知症対応型通所介護**、**認知症対応型共同生活介護**若しくは**地域密着型特定施設入居者生活介護**、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防認知症対応型通所介護**若しくは**介護予防認知症対応型共同生活介護**若しくは同法に規定する**第一号通所事業を行う施設**(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する**介護老人保健施設**、**介護医療院**
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する**障害者支援施設**、**地域活動支援センター**若しくは**福祉ホーム**
15. その他10～14までに類する通所サービスを提供する施設

研修の要件

- ① 研修内容は、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則※として、5年以上介護業務に従事した経験があつて、介護福祉士の資格を有するものとする。こと。
 - ※ 5年以上の介護業務の経験がない場合であっても、介護福祉士実習指導者講習会を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者については、研修責任者としての要件を満たします。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

EPA候補者受入れ要件について(受入れ施設の要件:共通事項)

受入れ施設の要件

- ◆ 過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがなく、かつ、EPA看護師・介護福祉士候補者及び EPA看護師・介護福祉士(以下、EPA看護師等)の受入れにおいて、以下の行為を行ったことがない受入れ機関により設立されたものであること。
 - ✓ 虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為
 - ✓ 受入れ機関に義務付けられた報告の拒否又は不当な遅延
 - ✓ 巡回訪問の際の求められた必要な協力の拒否

定期報告・随時報告への対応

- ◆ 厚生労働省告示及び法務省告示に基づく定期報告、随時報告を行うこと。

定期報告

受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況、労働契約の要件の遵守状況について、毎年1月1日現在の状況を、当事業団にご報告いただく必要があります。

随時報告

以下の事案が発生した場合に、告示で定められた期間内にその旨を当事業団にご報告いただく必要があります。

- ✓ EPA看護師等が在留資格を変更した場合
- ✓ EPA看護師等との労働契約を終了する場合
- ✓ 候補者が帰国した場合
- ✓ 候補者が受験した国家試験の合否が判明した場合
- ✓ EPA看護師等が失踪した場合
- ✓ EPA看護師等が不法就労活動に従事した場合
- ✓ EPA看護師等が死亡した場合

巡回訪問への協力

- ◆ 国際厚生事業団による巡回訪問の際に必要な協力を行うこと。

EPA候補者受入れ要件について(労働契約/宿泊施設確保・帰国担保措置の要件)

労働契約の要件(同等報酬の確保)

- ◆ EPA候補者と締結する労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものであること。
 - ✓ EPA看護師候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する日本人看護補助者の報酬が比較対象となります。
 - ✓ EPA介護福祉士候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する無資格の日本人介護職員の報酬が比較対象となります。
 - ✓ 同等報酬の確保については、求人登録申請時の要件確認のほか、年に一度の巡回訪問や定期報告の際にも当事業団が確認を行います。

宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

- ◆ EPA候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

宿泊施設について

- ✓ EPA候補者の宿泊施設の確保の方法は、職員寮を準備する方法のほか、賃貸住宅を手配する等の方法も認められます。
- ✓ 賃貸住宅等の費用は実費の範囲内でEPA候補者本人に負担させることは認められます。敷金・礼金等も含めた負担額を予め求人票にご記載ください。宿泊施設の利用条件や候補者の自己負担額に幅がある場合もすべて求人票にご記載ください。
- ✓ 宿泊施設の確保にあたっては、EPA候補者のプライバシーやセキュリティが十分に確保されるようご配慮ください。

帰国担保措置について

- ✓ EPA候補者の帰国旅費は、労働契約終了の原因がEPA候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関の負担となります。

注: EPA候補者として許可された滞在期間中に看護師・介護福祉士の国家資格が取得できなかったこと自体をもって、候補者の重大な責に帰する場合に該当することとなるものではありません。

求人申込手数料の割引について

		通常の手数料額 (税別)	割引後の手数料額 (税別)
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか1か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	30,000円	割引なし
	既受入れ施設の場合	30,000円	20,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか2か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	60,000円	45,000円
	既受入れ施設の場合	40,000円	30,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越3か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	90,000円	67,500円
	既受入れ施設の場合	60,000円	45,000円

なお、求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

・電話:03-6206-1138

・電子メール: shien-assen@jicwels.jp

・ホームページ: <https://jicwels.or.jp/>

